

「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に関する要望(※)

【犯罪被害者に対する自賠責並の保障】

犯罪被害給付制度は、最高額というだけではなく、補償の内容を自賠責並みにしてほしい。

【被害者遺族の範囲拡大】

支援法では、被害者の遺族としての支給対象に、内縁の妻・夫が含まれているが、法的手続を行っていない養子(事実上の子)については、子としての実態が存在したとしても支給対象となっていない。事実上の子も「被害者等」に含めるように改正してほしい。

【犯罪被害給付金の入院要件の削除】

現在の犯罪被害給付金の支給要件について、3日以上入院という要件を削除してほしい。無理して入院しない被害者もいるので、加療期間の要件だけで足りるのではないか。

【給付金の迅速な支給】

犯罪被害者等給付金については、支給対象及び支給額が拡大されてきたが、実際の支給までに時間がかかり、経済的に困窮する被害者が多いことから、できるだけ短期間で給付金が支給されるように配慮してほしい。

【給付金の遡及適用】

救済の必要性については、改正前の被害者も改正後の被害者も同様であることから、適用を遡及的に認めてほしい。

【犯罪被害者等給付金の改定】

犯罪被害者等給付金の支給要件を変更一性暴力被害については入通院要件を廃止し、「性暴力被害に遭った」ことで給付金が受給できるようにしてほしい。

【犯罪被害給付制度の海外における邦人被害者への適用】

自助の精神から、海外で被害に遭った邦人に対して、犯罪被害給付制度を適用してほしい。なお、被害にあった国における補償を受けた場合には救済は受けられないものとしてよい。

資料6－2へ

「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」に関する要望(※)

【後遺障害認定基準の見直し等】

(前半省略)経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度を確立してほしい。

【PTSDの治療費】

PTSDの治療のためのカウンセリング、認知行動療法や暴露療法について、健康保険の適用を認めてほしい。

【長期にわたる精神疾患等への援助の充実】

性犯罪被害者が、被害直後に精神科や民間のカウンセリングルームなどでカウンセリングを受ける費用を3回程度負担している自治体もあり、このような制度を全国で実施するようにしてほしい。性犯罪被害者が、被害によってPTSD症状などを呈している場合に、専門的なカウンセリングを長期にわたって受けられるよう、国がその費用を負担するような制度を構築してほしい。(性犯罪加害者からの罰金を財源とするなどして。)

【長期にわたる精神疾患等への援助の充実】

DV被害者は、うつ・PTSD等で長期にわたる通院が必要となることがほとんどである。犯罪被害からの回復にかかる費用を国が負担するようにしてほしい。

【長期にわたる精神疾患等への援助の充実】

犯罪被害を原因とするPTSDの治療については、自己が負担する部分について国が負担するようにしてほしい。

【被害者参加制度と裁判員裁判制度】

裁判員のPTSDへの配慮から無料カウンセリングを最高裁は打ち出している。一方、より深刻な打撃を受けている犯罪被害者は自費でカウンセリングを受けることになり、橋渡しも円滑ではなく、このアンバランスは被害者にとって理不尽に思えることから検討してほしい。

【PTSD治療における暴露療法の積極的導入と公費負担】

欧米のPTSDガイドラインで十分にエビデンスの取れている「暴露療法」を積極的に導入し、被害者が安心して治療的援助を速やかに受けられるようシステムを構築してほしい。また、被害者がPTSDの治療を望む場合、費用を国で負担するよう法的整備をしてほしい。

資料6－3へ

※第2回、第4回基本計画策定・推進専門委員会等会議における参考資料(論点整理表)より抽出。